

清流の国ぎふ環境教育推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県内に所在する学校、企業、団体及び市町村（以下「学校等」という。）における環境教育の効果的かつ総合的な実施により「清流の国ぎふ」づくりを推進するため、環境保全にかかる普及や活動等を実践している者等を環境教育推進員として、学校等の依頼に応じて派遣する制度について必要な事項を定めるものとする。

(派遣を申請できる者等)

第2条 次の者は、各号の内容について環境教育推進員の派遣を依頼することができる。

1 小学校、中学校及び特別支援学校

- (1) 専門的な知識を活用した講義等を行うこと。
- (2) 学校全体や学年単位の環境教育体系及び計画等の作成に関する助言等を行うこと。
- (3) 環境教育全般にかかる情報提供や助言を行うこと。

2 その他学校、企業及び団体

- (1) 専門的な知識を活用した講義等を行うこと。
- (2) 環境教育全般にかかる情報提供や助言を行うこと。

(環境教育推進員の遵守事項)

第3条 環境教育推進員の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務中に、営利を目的とする行為をしてはならない。
- (3) 環境教育推進員としての信用を傷つけ、不名誉となるような行為をしてはならない。

(派遣手続等)

第4条 環境教育推進員の派遣を希望する学校等の代表者は、清流の国ぎふ環境教育推進事業派遣依頼書（別記様式第1号）を環境生活政策課長に提出する。

- 2 環境生活政策課長は、清流の国ぎふ環境教育推進事業派遣依頼書により依頼を受けたときは、派遣する環境教育推進員について必要な調整を行った後、環境教育推進員に対し、清流の国ぎふ環境教育推進事業業務依頼書（別記様式第2号）により業務依頼を行う。

(業務報告)

第5条 業務依頼を受けた環境教育推進員は、業務終了後速やかに、清流の国ぎふ環境教育推進事業結果報告書（別記様式第3号）を環境生活政策課長に提出する。

(環境教育推進員の登録)

第6条 環境生活政策課長は、環境教育に関する知識や経験を有するものを総合的に判断したうえで環境教育推進員に登録する。

- 2 環境教育推進員の登録の申請は、随時、環境教育推進員応募用紙（別記様式第4号）により行うものとする。
- 3 環境教育推進員の登録の基準は、別表のとおりとする。

(環境教育推進員の委嘱)

第7条 環境教育推進員については、委嘱状(別記様式第5号)を交付する。

2 環境教育推進員の委嘱期間は西暦奇数年の4月から2年間とする。また、委嘱期間の途中から委嘱を受けた環境教育推進員の任期の終了は、他の環境教育推進員と同じとする。

3 環境教育推進員の再任は妨げない。

(登録の抹消)

第8条 環境生活政策課長は、環境教育推進員が次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、環境教育推進員の登録を受けたとき。

(2) 第3条の事項を遵守しなかったとき。

(3) その他環境教育推進員としてふさわしくないと認められる行為があったとき。

(謝金等)

第9条 県は、予算の範囲内で、業務に対する謝金及び旅費を環境教育推進員へ支給することができる。

(活動経費)

第10条 県は、予算の範囲内で、かつ事業の実施に必要と認めた場合に限り、学校等が行う体験学習等にかかる経費を支出することができる。なお、支出の対象となる経費の取扱い等については別に定める。

(庶務)

第11条 この制度に基づく庶務は、環境生活政策課が行う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

環境教育推進員登録基準

1 基本的条件

- (1) 年齢満18歳以上であること（ただし、高校生を除く）
- (2) 県内に居住、在勤又は在学していること

2 資格・経験等の条件

次のいずれかに該当するものであること

- (1) 環境カウンセラーその他これに準ずる環境教育に精通した資格を有する者
- (2) 学校や地域において環境教育等を行った経験を有する者
- (3) 企業、団体、地域等において環境保全活動に携わった経験を有する者
- (4) それらのものと同等以上の経験を有すると認められる者

様式第2号（第4条第2項関係）

令和 年 月 日

環境教育推進員
様

環境生活政策課長（公印省略）

清流の国ぎふ環境教育推進事業依頼書

清流の国ぎふ環境教育推進事業実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり業務を依頼します。

様式第1号（第4条第1項関係）

令和 年 月 日

岐阜県環境生活政策課長 様

申請者

清流の国ぎふ環境教育推進事業派遣依頼書

清流の国ぎふ環境教育推進事業実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり環境教育推進員の派遣を依頼します。

業 務 日 時	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで
業 務 場 所	
業 務 内 容	
備 考	

送付先

郵便の場合：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 環境生活政策課宛て

FAXの場合：058-278-2605

e-mailの場合：c11260@pref.gifu.lg.jp

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

環境生活政策課長 様

環境教育推進員

氏名 ○○ ○○

清流の国ぎふ環境教育推進事業業務結果報告書

清流の国ぎふ環境教育推進事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり業務を行いましたので報告します。

業 務 日 時	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで	
業 務 場 所 参 加 人 数		人
業 務 内 容		
依頼者からの 要望・意見		
備 考		

※この様式によりがたい場合は、別紙での提出も可（様式任意）

※受益人数は概数でも可

様式第4号（第6条第2項関係）

環境教育推進員応募用紙

（記入日：令和 年 月 日）

（ふりがな） 氏 名		生 年 月 日	昭・平 年 月 日
連 絡 先 （ 自 宅 ）	住所：〒 電話番号： F A X 番号： 電子メールアドレス：		
そ の 他 の 連 絡 先 （日中の連絡先）	名 称： 所在地：〒 電話番号： F A X 番号：		
団体等に所属 している場合 には主な団体 名（環境関連）			
資 格 ・ 免 許 （環境関連）	例）環境カウンセラー、自然観察指導員 等		
活 動 分 野	○ 現在活動し、今後も活動する分野としてあてはまるものをすべて選択してください。 ☐ 地球温暖化 ☐ エネルギー分野（省エネ・新エネなど） ☐ ゴミ・リサイクル（3 R） ☐ 水生生物調査（カワゲラウオッチング） ☐ 自然観察（植物、水生生物、昆虫、鳥、森林、星空等） ☐ 自然保護（生態系、生物多様性） ☐ 森林保全 ☐ 水質保全 ☐ 大気汚染 ☐ 公害 ☐ 森・里・川・海のつながり ☐ その他 （		

第〇〇号

委 嘱 状

〇 〇 〇 〇 様

あなたを清流の国ぎふ環境教育推進事業環境教育推進員として委嘱します。
委嘱の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から、令和〇〇年〇〇月〇〇日
までとします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県環境エネルギー生活部長

印